入札規約

第１条　入札会参加資格等
第２条　入会と年会費
第３条　会員資格の更新
第４条　入札金額の変更およびキャンセル等
第５条　入札会員の禁止行為
第６条　入札車公開及び入札開始
第７条　出品車の訂正
第８条　落札者
第９条　自動車等の引渡し
第１０条　名義変更・抹消登録
第１１条　看板剥離処理
第１２条　ＮＲＨＭの責任範囲
第１３条　書類
第１４条　裁定
第１５条　車両の下見、下見代行
第１６条　機密保持
第１７条　信義則
第１８条　改正
第１９条　施工

別紙　クレーム・ペナルティ規定、評価基準

この規約は、ニッポンレンタカー北海道株式会社（以下ＮＲＨという）が主催する自動車等の入札会にて会員が入札する場合に適用されます。この入札会はニッポンレンタカー北海道株式会社自動車販売部（以下ＮＲＨM）が運営いたします。

第１条（入札者参加資格等）

入札会に入札参加できる会員は、以下の条件を満たしている者とし、以下の条件の一つでも満たされない会員は入札会に参加できないものとします。

① 次項の定めに従って、ＮＲＨMより入札会への入札の参加資格（以下入札参加資格という）が付与された会員（以下入札会員という）であること。

② 公安委員会発行の古物商許可証（自動車）を自ら所有し、且つ常設の営業拠点を有し、現に営業活動を行っていること。

③ 入札しようとしている自動車等についてその装備明細、車両状態等の内容を把握していること。

④ 落札した自動車等の車庫を確保できること（車庫証明が必要な場合に当該証明を取得できること）

⑤ 落札した際にその自動車等を購入する意思と能力があること。

⑥ 入札参加する際必要なＩＤ，パスワードを大切に保管管理できること。

⑦ いたずらや価格操作、妨害目的での入札ではないこと。

⑧ その他支払いに遅滞の無いこと。

⑨ ＮＲＨMが認める者。

２、

① 入札会への入会申込みを希望する者（以下申込人という）は、ＮＲＨM所定の『入札会入会申込書』（以下入会申込書という）に必要事項を記入し、記名・捺印のうえ、ＮＲＨMの指定する必要書類一式を添付し、ＮＲＨMに対し、入会の申込を行うものとします。

② ＮＲＨMは当該申込を審査し、任意に入会の可否を決定します。

第２条（入会と年会費）

前条により入会を認められた申込人のうち、入札会員となることを希望する者は、入札希望月に次の通り年会費（消費税別途）をＮＲＨMに対し納入するものとし、これを完了した時点で、当該申込人は、入札会員資格、入札資格が付与されるものとします。

①入会月　１月～６月・・・・初年度年会費＝30,000 円

②入会月　7 月～１２月・・・初年度年会費＝15,000 円

（別途、消費税を支払うものとし、振り込み手数料は会員負担とします）

２．理由の如何に関わらず一度納入された入会金は、一切返還されないものとします

第３条（会員資格の更新）

会員資格の有効期間は、入会日より最初に到来する 12 月末日までとします。但し会員またはＮＲＨMより何ら退会の意思表示が無い場合、その有効期間は、有効期間満了日の翌日より１年間更新されたものとし以後も同様とします。

第４条（入札金額の変更およびキャンセル等）

入札会員は、入札システム上での入力ミス、操作ミスその他理由のいかんにかかわらず、入札時間終了後の入札金額の変更、入札の取消、撤回を行うことはできないものとし、落札後も同様とします。但し、ＮＲＨＭが止むを得ないと認めたときは、キャンセル料５０，０００円（消費税額別途）をＮＲＨＭに支払い、キャンセルすることができるものとします。その場合においても落札料は返金しないものとします。

２、最低入札価格は 10,000 円とし、1,000 円単位で入札するものとします。

第５条（入札会員の禁止行為）

１．入札会員は、次に記載の行為をしてはならないものとします。

① 名義貸しによる入札。

② ＮＲＨＭとの直接の商談。

③ 落札自動車等のメーター改ざん等を行うこと。

④ その他ＮＲＨＭが禁止する行為。

２．入札会員が前項に規定する行為を行った場合には、ＮＲＨＭは会員資格の停止もしくは除名または入札参加資格の停止もしくは剥奪（強制失効）を行うことができるものとし、入札会員は、これに起因するＮＲＨＭまたは第三者に生じた一切の損害を賠償するものとします。

第６条（入札車公開及び入札開始）

ＮＲＨＭは開催日前日（開催日を含む）の正午より、データ公開及び・入札を受付開始します。

第７条（出品車の訂正）

１．入札締め切り前日までに出品訂正が生じた場合、マイナス訂正のみ入札者へ個別に通知します。

２．入札締め切り当日の場合、以下の通りとします。

ア．プラス訂正（グレードアップ、装備品アップ、年式アップ等）→入札者へ通知せず入札は有効

イ．マイナス訂正→入札締め切り時間１時間前迄に出品訂正が生じた場合は入札者へ通知

ウ．マイナス訂正→入札締め切り前１時間以内に出品訂正が生じた場合は出品取消とし入札者へ通知せず入札は無効

第８条（落札者）

１．落札者は、落札車両代金とは別に落札料￥９，０００円（消費税別途）を支払うものとする。

２．前項の入札にあたり入札金額が同額の場合、その開催の落札台数が少ない落札者のものとする。

第９条（自動車等の引渡し）

１．落札者は当該入札会の開催日を含む５日間以内にＮＲＨＭの指定する場所において、全額入金後現状有姿にて、落札自動車等の引渡しを受けるものし、落札者がこの期間内に引渡しを受けなかった場合、ＮＲＨＭは落札を取り消すことができます。この場合でも落札者は落札代金相当額を違約金としてＮＲＨＭに支払うものとします。

２．落札者が期限までに引渡しを受けなかった場合は、落札者引渡期限の翌日から引渡しを受けた日、またはＮＲＨＭが落札を取り消した日まで１日あたり５，０００円と消費税を違約金としてＮＲＨＭに支払う

ものとします。

3．運送費、保険料、その他引渡しに係る一切の費用については、落札者が負担するものとし、引渡しのいかんにかかわらず落札日以降の当該落札自動車等に係る危険については、落札者が負うものとします。

4．ＮＲＨＭにて入金確認が出来ないものは搬出を禁止します。

第 10 条（名義変更・抹消登録）

1．ＮＲＨＭは売買代金等、落札料、その他所定の費用を全て受領後、落札者に対し、名義変更または抹消登録に必要な書類を送付するものとします。これにより、落札者は、落札者の責任と負担により、開催月の翌月末日までに当該自動車等に係る名義変更または抹消登録の手続きを完了するものとします。なお、落札者がこの手続きを遅滞したことによりＮＲＨＭまたは出品者が該当期間経過以降分の自動車税､軽自動車税等を負担した場合は、落札者はＮＲＭの請求に従って当該費用相当額をＮＲＨＭに支払います。

2．前項により移転登録または抹消登録が完了したことを証するため、移転登録、抹消登録後（輸出抹消も含む）の車検証の写し、その他ＮＲＨＭの指定する書類の写しをＮＲＨＭに交付するものとします。

第 11 条（看板剥離処理）

1． 落札者は、落札者の責任と負担により、落札した自動車等に施されている前使用者の社名・帯･マーク等を開催月の翌月末日までに剥離、除去処理を完了しなければならないものとします。

2． 前項の剥離、除去処理を行わなかったこと、または不完全であったことによりＮＲＨＭ、前使用者、前所有者､またはその他の第三者が損害を被ったときは､落札者は､その損害を賠償するものとします。

第 12 条（ＮＲＨＭの責任範囲）

1． ＮＲＨＭは、落札者がこの規定により落札した自動車等の売買を成立させるにつき、一切の責任および義務を負いません。

2． 落札者は、落札者の責めに帰すべき事由により落札を取り消されたことにより落札者に損害が生じた場合、ＮＲＨＭに損害賠償を請求することはできません。

3． 入札者は、やむをえない事情によりＮＲＨＭの判断で突然入札会が中断、中止されることがあることを承認します。また、ＮＲＨＭは入札会の中断、変更、中止に関して、入札者が被った損害について一切責任を負いません。

4． ＮＲＨＭは、入札された自動車等のつぎの損害については、その賠償を行わないものとし、入札者はこれを承認します。

① 天災地変による損害、および天災地変により発生した事象による二次的災害による損害

② 入札会終了後の落札自動車等の盗難、損傷による損害

③ その他ＮＲＨＭに帰責事由がない場合の自動車等の損害

第 13 条（書類）

1．書類の完備

譲渡書類の完備とは、次の用件を備えるものとします。

① 出品票に登録番号が明記された車両は全て名義変更を必要とする。

② 出品票に記載のある保証書、取扱説明書、記録簿等は、原則車輌積込とする。尚、車輌積込による紛失等について出品者は免責される。

③ 保証書とは、当該ディーラーの証明（ディーラー印、またはディーラー名の横判、若しくはディーラー発行の社名シール等）があるものを提出する事。

２．差替え及び再発行手数料

① 落札者における譲渡書類の紛失、失効及び書き損じ等による差替えについては、次の手数料をもってＮＲＨＭに依頼するものとする。（譲渡証の再発行、差替えはできません）

ア 印鑑証明書 30,000 円（消費税別途）

イ 委任状 30,000 円（消費税別途）

ウ その他実印を要する書類 30,000 円（消費税別途）

エ 登録識別情報等通知書(抹消謄本)の譲渡書類再交付 50,000 円＋実費（消費税別途）

オ 自賠責保険証明書の紛失は差し替え不可とする。

カ その他、ＮＲＨＭの判断により実費請求する場合がある。

② 差替え及び再発行は全てＮＲＨＭを通じ依頼するものとする。名義人に直接差し替ええを依頼した事実が判明した場合、一時参加停止と罰則金 50,000 円（消費税別途）を課するものとする。

３．車両の移転及び抹消登録

① 落札者は、登録書類を受領後、当該車両の落札日の翌月末日までに移転・登録抹消等の手続きを完了し、その写しをＮＲＨＭへファックスすること。

② 名義変更期限を遅延した場合、遅延日数により次の罰則金を課するものとする。

ア 名義変更期限を過ぎた場合は 10,000 円（消費税別途）とする。

イ 上記期日より 7 日を超える毎に 10,000 円（消費税別途）を加算する。

③ ＮＲＨＭは落札者より当該車両の移転・抹消等の結果報告が無き場合、ＮＲＨＭにて現在登録証明を取得して確認する。尚、この場合手数料として 3,000 円プラス実費（消費税別途）を落札者へ請求する。

④ 落札者は軽自動車の税止め申告を忘れて名義変更後に旧名義人に課税が発生した場合、罰則金を課す場合がある。

５．名義変更保証金

① 3 月の売買のみ所定の金額を預かる。

６．自動車税相当額の精算処理

① 自動車税相当額の預かりについて

ア ナンバー付きの車両については、年度内残月分を請求する。

イ 軽自動車については、3 月のみ年度額を預かる。

② 自動車税相当額の精算について

ア　名義変更の完了結果（車検証の写し）を提出期限内に届け出る事により精算するものとし、提出期限を過ぎた場合は精算しないものとする。

イ　集計結果に基づき事務局の定める日付にて行うものとする。

ウ　抹消登録をした場合の車検証の写しは、抹消登録完了月の末日までにＮＲＨＭへファックスにて完了報告をしたもの。

エ　落札者が移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合は、登録完了翌日までに完了後の写しをＮＲＨＭへファックスにて送付の上、確認連絡をしたもの。

精算については下記の通りです。

落札の場合

	移転登録	抹消登録
落札店	返金なし	月割り計算を行い、お支払します。

※但し、3 月売買の 3 月中名義変更については、落札店への全額返金するものとする。

出品成約の場合

軽自動車の取扱い（3 月のみ）

	４ナンバー	５ナンバー
預かり税	4,000 円	7,200 円
3 月中名義変更 4 月 1 日名義変更	落札店へ全額返金	落札店へ全額返金
4 月 2 日以降名義変更	落札店へ返金なし	落札店へ返金なし

注意事項

※　ナンバー付き出品車の自動車税は全て完納していることを条件とします。
未納だった場合、出品者の責任で速やかに完納するものとします。

※　落札店が、移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合は、登録終了後7日以内までにNRMまで連絡のうえ、名変コピーをFAX で送付するものとします。但し、請求期限は開催日を含め 90 日以内の抹消登録を行った場合に限ります。

7．名義変更前における交通違反の罰則

① 落札者が、落札車両の名義変更前に、当該車両にて交通違反を犯し放置した場合、罰則としてＮＲＨＭへ迷惑ペナルティとして、50,000 円（消費税別途）を支払うものとする。

第 14 条（裁定）

1. クレーム発生による、紛争の防止義務

① 発生したクレームの解決に当たっては、当該者双方が本規約の内容に基づき前向きの努力と理解によって早期解決を諮っていただくことを義務とします。

２．申請の方法

② クレーム申請をする場合、ファックスのみの対応とします。

③ クレームの申し込みが発生した場合、ＮＲＨＭが本規約に定められた範囲内において解決をする。

④ 原則としてクレームは、１台につき１回とする。但し、１回対応後において重大瑕疵（メーター改ざん、接合車、冠水歴）等が後日発見された場合、ＮＲＨＭが認めたものについては、この限りではありません。

３．クレームの対応期間

クレーム対応有効期間は、落札車両到着翌日１６時までとします。ただし、開催日より最長７日以内の１６時までとします。

＊速やかな搬出で到着しない場合、ＮＲＨＭ判断とします。

４．クレームの対処

クレームの対処は大別して下記に類別します。

① キャンセル対応＝落札者は、契約を解除し代金を返金請求できる。

② 値引き対応＝取引代金より値引き処理をする。

③ 相応の中古部品支給により処理する。

５．キャンセル対応基準

落札車は落札車両について、下記事由が判明したときは、キャンセルすることができる事とします。

① 落札車両および書類が、法的問題車であって完全な所有権移転が不可能と全国いずれの陸運支局が判断した場合

② 特別明記なしで出品し落札した車両が「冠水車、接合車、災害車、メーター改ざん車」等重大な欠陥が判明した場合

③ 出品票記載内容の内、下記に示す重要事項の記入が判明した場合は別途定める期間内であれば、キャンセル出来るものとします。

車名誤記入

車歴＝誤記入

年式＝誤記入及び登録遅れの未記入

グレード＝誤記入

型式＝誤記入

準グレード＝（限定車、記念車、パッケージ車）等の誤記入

エンジン＝規格外（ターボ有、無等も含む）

重要装備＝シフト、革シート、SR、PS、PW、AC 等の有無及び誤記入

輸入車＝並行輸入車・ディーラー輸入車の違い。

評価点大幅下落車＝通常評価点の車輌が、修復歴車及び（R点）（1点）（2点）が妥当とNRHMが判断した場合、又は4点以上の車両が溶接部分の交換歴があり著しく商品価値が変わるとNRHMが判断した場合。

その他＝重大なクレームとNRHMが認めた車輌。

④　クレームの有効期間及びペナルティー料金は別途一覧表で明示するものとします。（別表１）

6．値引き対応基準

①　落札車両で出品票に記載のないもので下記に示す不具合、要加修、商品価値の低下が見込まれるものでNRHMが認めた場合。

A 内外装及び機関機構の状態

B 規格外品装着車

②　セールスポイントに記載したものが、欠品、不良であった場合。

③　車検有効期間の誤記入

④　その他、各規約に定めた事項にそぐわぬ品質状況が発覚した場合。

尚、上記4項目の場合以外においても重大な不具合でNRHMの判断でキャンセル処理する場合があります。

7．非クレーム対象

下記の各事項に該当する場合は原則として非クレーム対象とします。

①　クレーム申し立て以前に第三者に転売した場合。但し、冠水車、メーター改ざん車は除く

②　クレーム申し立て以前に加修等着手した場合。

③　落札車両代金が２００，０００円以下の車両。

④　純正部品も含む装着品でセールスポイントに未記入の場合。

⑤　新車登録から２年以上経過した車両の装備品でセールスポイント未記入の場合。

⑥　クレームにおける免責金額。部品代金は３０，０００円未満の場合、及び工賃金額（※免責金額とはその範囲で加修可能と思われる金額）

⑦　クレーム申し立て後、１週間以上経過、かつ申し立て者より何らかの連絡が無い場合。

⑧　ブレーキ、エンジン調整、タペット調整などの調整代。

⑨　他のオートオークション等へ出品した場合、及び転売した場合。

8．クレーム値引きの金額

クレーム値引きの裁定金額は下記基準により裁定します。

①　原則としてクレーム値引き金額はそれによる利益は考慮しない。

②　不具合部品に対しての中古部品が存在する場合はその仕入原価を基準とし、新品での対応しかできない場合はNRHM判断で値引き対応するものとします。

③　金額に代わり部品支給にて対応する場合がある。（但し、一定期間を経過しても対象部品が無い場合は金銭対応となります）

④　工賃は原則として対象外とします。

⑤　工賃が多額にかかる（エンジン、ミッションの分解を要す等）場合はNRHMが裁定するもの

とします。

９．特別クレーム値引き対応金額

特別に下記に該当するものは下記欄に提示した金額をクレーム扱いとします。

① スペアタイヤ（欠品）１本１０，０００円（消費税別途）

② ジャッキ（欠品）１式５，０００円（消費税別途）

③ 工具（欠品）１式３，０００円（消費税別途）

※ 尚、特殊車両等については協議とします。

１０．事実確認の方法

クレーム等の処理を公平に行うため、落札者の要請及びＮＲＨＭの判断で確認します。

① 確認の方法を次の方法で行います。

ＮＲＨＭの代理人による出張確認

業務提携先検査員等による確認

その他販売ディーラーによる確認

② 前項の事実の確認に要した費用は、原則としてクレーム等が事実の場合は、ＮＲＨＭ負担とし、事実ではなかった場合は、落札店負担とします。

第15条（車両の下見、下見代行）

1. 車両の下見は入札会前日のみ午前9時～日没までとなります。
2. 下見代行（有料1台￥1，000円税別）の受付は全て専用申込用紙によるFAXのみ対応となります。
3. 受付時間は当日9時から入札締め切り30分前までとします。
4. 同一車両の再下見は料金が発生します。
5. 受付状況、車両の状況により確認できない場合があります。また、天候や突発的な事情、お問合せ内容により下見をお断りする場合があります。
6. 下見結果については参考として利用頂きNRHM及び下見サービス委託先は一切責任を負わないものとします。
7. 下見料金は落札の有無を問わず計算書にてご請求させて頂きます。

第16条（機密保持）

入札会員およびNRHMはこの規約の有効期間中はもとより有効期間満了後も、この規定に基づき行った取引に関して知り得た全ての情報を、第三者に開示・漏洩しないものとします。

第17条（信義則）

この規定に定めのない事項またはこの規定に疑義が生じた場合は、信義誠実をもって、都度会員、NRHM間で協議のうえ解決するものとします。またNRMの解釈・決定に従うものとします。

第18条（改正）

この規約を改正するには、NRHMの答申に基づき可決される事を要する。

第19条(施行)

この規約は、平成23年9月1日より施行する。

クレーム･ペナルティー規定

※消費税、振込手数料は別途

出品表重要事項の記載相違				
	申告期限	解約	ペナルティー	その他
出品表重要事項の記載相違	車両到着翌日16時まで	可	—	—

出品表重要事項とは、次の項目をいいます。①初年度登録年、②型式、③排気量、④車検残期間、⑤車歴（レンタカー･一般車等の記載相違）、⑥保証書の有無（メーカー保証期間切れは対象外）

装備品の不具合等によるクレーム				
	申告期限	解約	ペナルティー	その他
セールスポイントに記載されているもの	車両到着翌日16時まで	可	—	現物支給対応可能なものは交換とす
エアコン不良によるクレーム（ガス不足や初年度より5年未満且つ10万Km走行未満に限る）	車両到着翌日16時まで	不可	—	—

上記不具合があった場合でも、次の場合はクレームの対象外とします。
①当該落札車両等の落札金額が20万円以下のもの。
②出品表に記載済みのもの。
③メーカー保証により修理が受けられるもの。
尚、カーナビ、カーオーディオ一体機器の不具合は、上記値引の重複はできないものとします。

自動車等の不具合等による解約				
	申告期限	解約	ペナルティー	その他
修復歴（＊）、消火剤散布跡、冠水歴による解約	車両到着翌日16時まで	可	—	
機関部、駆動部、可動部の不動による解約（荷台加装物不具合は対	車両到着翌日16時まで	可	—	NRHMは落札料を返却。 出品側にて会場より落札会員所在地間の陸送相当額を負担
走行距離計の交換歴による解約（リコール･改善対策･サービスキャンペーン等による交換は	開催日から1カ月	可	—	
走行距離計の改ざんによる解約（改ざん当事者が第三者である前提）	開催日から6カ月	可	50,000	

但し、上記該当する場合でも、出品表に記載済みのもの、及び、メーカー保証により修理が受けられるものについては、クレーム対象外とします。
NRHMはペナルティー負担者から上記ペナルティーを受領できたときは、その範囲でペナルティーを該当者に支払います
（＊）修復歴とは日本オートオークション協議会発行の「修復歴判定マニュアル」に準拠したものをいいます。

落札者による名義変更･抹消登録等の完了報告遅延に関するペルティー		
	ペナルティー	その他
車検付き自動車等の名義変更または抹消登録手続きについて、落札者がＮＲＨＭに対し、その手続きの完了報告を遅延した場合（開催日翌月末日ま	10,000	―
上記完了報告期限を過ぎてもなお完了報告がない場合	7日毎10,000	―
落札者が、名義変更･抹消登録等の手続きを遅延したことにより、ＮＲＨＭ又は出品者が、当該期間経過以降分の自動車税、軽自動車税を負担した場合は、落札者はＮＲＨＭの請求に従って、当該費用相当額をＮＲＨＭに支払うものとします。		

落札者による、譲渡関連書類の紛失に関するペナルティー		
	ペナルティー	その他
譲渡書類の差換え	20,000	ペナルティーは出品者にお支払いします。
譲渡書類の紛失に伴う販売証明の発行	50,000	
自動車賠償責任保険証券の差換え、再発行、および承認請求書の差換え、再発行はできません。		

落札車両の搬出遅延に関するペナルティー		
	ペナルティー	その他
落札車両が搬出期間を遅延した場合（入札会締切日より5日間を超えた場合）		
引渡しの如何に関わらず、落札日以降の当該自動車に係る盗難、損傷による損害については、落札者が負うものとします。		

上記金額は1台あたり金額（単位：円）
※消費税、振込手数料は別途、ペナルティーはＮＲＨＭへ支払うものとします

【総合評価】

評価点	内　　容	外装評価	内装評価
S点	・走行10，000km以内。　　・初度登録経過月数１２ヵ月以内。 ・無傷、無補修のもの。	A以上	A以上
6点	・走行30，000km以内。　　・初度登録経過月数３６ヵ月以内。 ・内外装とも軽微な瑕疵が僅かにあるもの。		
5点	・走行50，000km以内。 ・外装に軽微な瑕疵が若干あるもの。 ・内装に気になるシミ、汚れ、のり跡、焦げ、切れ等が若干あるもの。		B以上
4．5点	・走行100，000km以内。 ・軽微な加修を施すことで５点に準ずるもの。 ・外装に気になる程度の瑕疵が数箇所あるもの。 ・内装に焦げ穴、割れ、擦れ、変色、色褪せ等が若干あるもの。	B以上	C以上
4点	・走行150，000km以内。 ・内外装とも目立つ瑕疵が複数あり、加修を要するもの。	C以上	D以上
3．5点	・内外装とも大きな瑕疵が多数あり、加修、または交換を要するもの。 ・主要溶接パネル交換車。	D以上	E以上
3点	・内外装とも交換を要する大きな瑕疵が多数あるもの。 ・機関、機構に大きな不具合のあるもの。	E以上	
2点	・商品価値の低いもの。		
1点	・災害車（冠水歴車、消化剤散布歴車等）		
R点	・修復歴車。		

※評価点は検査時の走行距離数、百の位を四捨五入した値で算定します。
※登録月の申告がない場合は、１月登録車とみなし評価点を算定します。
※修復歴車（R点）ではあるが、比較的修理状態・損傷が軽微なものは、修復歴目安として、特記事項に「RA」と表示します。（あくまで目安表示のため、相違があった場合でもクレームは受付できません）

【外装評価】

評　価	内　　容
A	・軽微な瑕疵があるもの。 ・補修跡のあるもの。
B	・目立つ瑕疵があるもの。 ・フロントガラス、灯火類に割れのあるもの。 ・バンパー、ガラス、幌、スクリーンに大きな瑕疵のあるもの。
C	・目立つ瑕疵が複数あるもの。 ・大きな瑕疵があるもの。 ・再加修が必要な補修跡のあるもの。
D	・大きな瑕疵が多数あるもの。 ・目立つ腐食のあるもの。
E	・交換を要する瑕疵が多数あるもの。 ・著しく状態の悪いもの。

【内装評価】

評　価	内　　容
A	・走行30，000㎞以内。 ・軽微な瑕疵のあるもの。 ・シミ、傷、のり等が若干あるもの。
B	・軽微な瑕疵が数箇所あるもの。 ・焦げ、切れ、破れがあるもの。
C	・気になる瑕疵が数箇所あるもの。 ・軽微な加修を要するもの。 ・切れ、破れ、焦げ穴、のり跡、のり付き等が若干あるもの。
D	・目立つ瑕疵が数箇所あるもの。 ・加修を要するもの。
E	・明らかに状態の悪いもの。 ・ダッシュ板、天張、シート等、主要部品の交換を要するもの。

修復歴車とは、交通事故その他の災害により、公正取引協議会で定める骨格部位等に損傷を生じた車両、またはその修理跡のあるものをいい、基本的な判定対応は（財）日本自動車査定協会、および日本オートオークション協議会の修復歴車判断基準に準じます。
ただし、事務局が判断した軽微な凹み、突き上げ等による凹み、および軽微な破れ（亀裂）、またはこれらの修理跡はこの限りではありません。

部　　位	内　　容
クロスメンバー	・交換されているものは修復歴とする。 ・曲がり、凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・小さな凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。
サイドメンバー	・交換されているものは修復歴とする。 ・コアサポートより後ろに位置する部分の曲がり、凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・リヤエンドパネルより前に位置する部分の曲がり、凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・けん引フック取付け部の損傷、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 ・バンパーステー取付け部の軽微な凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。
フロントインサイドパネル ダッシュパネル	・交換されているものは修復歴とする。 ・コアサポートより後ろに位置する部分に外部、または外板を介して波及した凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。
ピラー	・交換されているもの、およびスポット打ち直しがあるものは修復歴とする。 ・外部、または外板を介して波及した凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・外部に露出している部位に凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 ・ボディーサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるものは修復歴としない。 ・１ＢＯＸ車等でルーフからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部は骨格としない。
ルーフ	・交換されているものは修復歴とする。 ・ピラーから波及した凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。

フロアパネル フロアサイドメンバー	・交換されているものは修復歴とする。 ・外部、または外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・パネル接合部にはがれ、または修理跡があるものは修復歴とする。 ・破れ（亀裂）があるものは修復歴とする。
トランクフロア	・交換されているものは修復歴とする。 ・外部、または外板を介してパネルに凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。ただし、スペアタイヤ等格納部とリヤエンドパネルが直接接合されている部分に小さな凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 ・フロアパネルとの接合部にはがれ、または修理跡があるものは修復歴とする。 ・破れ（亀裂）があるものは修復歴とする。 ・リヤエンドパネル、またはリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるものは修復歴としない。
ラジエータコアサポート	・交換されており、且つコアサポートと隣接するインサイドパネルに凹み、クロスメンバーに曲がり、サイドメンバーに曲がり、凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。
タイヤハウス	・交換されているものは修復歴とする。 ・インナー部に外部、または外板を介して波及した凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・アウター部の凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。
リヤインナーパネル	・交換されているものは修復歴とする。 ・外部、または外板を介してパネルに凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・リヤエンドパネル、またはリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるものは修復歴としない。

※骨格は溶接接合されている部分のみとし、ネジ止め部分は骨格としない。
※フレーム修正機クランプ跡があっても、上記基準に該当しない場合は修復歴としない。
※修復歴の判定は、ボディー形状・構造や損傷の度合い等により異なる場合がある。

下記部位に事務局が判断した、事故および突き上げ等で生じた損傷がある車は、評価３．５点上限、または評価３点上限設定車とする。

部　位	内　容
クロスメンバー	・小さな凹み、またはその修理跡があるもの。 ・ネジ止めされているもの。
サイドメンバー	・コアサポートより前に位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・リヤエンドパネルより後ろに位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・軽微な凹み、またはその修理跡があるもの。
フロントインサイドパネル	・コアサポートより前に位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・軽微な凹み、またはその修理跡があるもの。 ・ネジ止めされているもの。
ピラー	・ボディーサイドシルパネルの単体部品交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの。 ・軽微な凹み、またはその修理跡があるもの。
トランクフロア	・リヤエンドパネル、またはリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるもの。 ・スペアタイヤ等格納部の後端がリヤエンドパネルに直接接合されている部分に小さな凹み、またはその修理跡があるもの。 ・軽微な凹み、破れ、またはその修理跡があるもの。 ・ネジ止めされているもの。
ラジエータコアサポート	・交換されているもの。

３．５点上限、および評価３点上限設定車の判定は、事務局内規に従い検査員が判定します。

瑕疵記号の意味と程度と範囲

A	キズ	A１		１０cm程度の線キズ（拳大程度）
		A２		２０cm程度の線キズ（手のひら大程度）
		A３		４０cm程度の線キズ（手のひら大２個程度）
		A４		A３を超えるもの
U	へコミ	U１		ゴルフボール大程度のへコミ
		U２		テニスボール大程度のへコミ
		U３		サッカーボール大程度のへコミ
		U４		U３を超えるもの
B	傷を伴うへコミ	B１		ゴルフボール大程度のキズを伴うへコミ
		B２		テニスボール大程度のキズを伴うへコミ
		B３		サッカーボール大程度のキズを伴うへコミ
		B４		B３を超えるもの
P	要塗装	P１		軽微な色褪せ、塗装剥がれ
		P２		部分的な色褪せ、塗装剥がれ
		P３		大きな色褪せ、塗装剥がれ
W	補修跡	W１		補修跡のあるもの
		W２		容易に確認できる補修跡
		W３		再加修の必要な補修跡
S	錆	S１		ゴルフボール大程度の錆
		S２		テニスボール大程度の錆
		S３		サッカーボール大程度またはそれ以上の錆
C	腐食	C１		ゴルフボール大程度の腐食
		C２		テニスボール大程度の腐食
		C３		サッカーボール大程度またはそれ以上の腐食
G	Fガラス点傷	点キズのあるもの		
XX	交換済み	交換済み		
X	要交換	Fガラス	X１	１cm程度の割れ又は補修跡
			X２	３cm程度の割れ又は補修跡
			X３	X２を超えるもの
		その他ガラス	X	割れ
		バンパー	X１	軽微な破れ、割れ（５cm程度）
			X２	X１が数箇所あるもの
			X３	X２を超えるもの
		幌スクリーン	X１	５cm程度の切れ、焦げ小、又は補修跡
			X２	２０cm程度の切れ、又はその補修跡
			X３	X２を超えるもの